

審 査 基 準 整 理 票

処 分 名	視聴覚ライブラリーの教材等の使用の許可		
根 拠 法 令 名	大津市生涯学習センターの管理運営に関する規則(平成4年教育委員会規則第2号)	(条項)	第10条第2項
基 準 法 令 名	大津市生涯学習センターの管理運営に関する規則	(条項)	第10条第1項
所 管 部 署	教育委員会視聴覚ライブラリー		
標 準 処 理 期 間	1 日	法定処理期間	— 日
【審査基準】	・文書の名称【 <input type="checkbox"/> 】 ・掲載図書等【 <input type="checkbox"/> 】 ・内 容 <input type="checkbox"/> 全部記載 <input type="checkbox"/> 一部・項目のみ記載		
参 考	【基準法令】 大津市生涯学習センターの管理運営に関する規則 (視聴覚ライブラリーの教材等) 第10条 ライブラリーの教材及び機材(以下この条において「機材等」という。)は、次の各号のいずれかに該当するものが、教育上の目的で利用する場合に限り、その使用を許可する。 (1) 市内の幼稚園及び学校 (2) 社会教育関係団体 (3) その他視聴覚ライブラリー館長が適当と認めたもの 2 教材等の貸出しを受けて使用しようとする者は、所定の大津市視聴覚ライブラリー使用許可申請書を視聴覚ライブラリー館長に提出し、その許可を受けなければならない。 3 教材等の貸出しを受けて使用できる期間は、5日以内とする。ただし、視聴覚ライブラリー館長が特別の理由があると認めるときは、この限りでない。 4 教材等の使用の許可を受けた者(以下この条において「教材等の使用者」という。)は、教材等の使用に当たっては、観覧料を徴収してはならない。 5 教材等の使用者は、使用の許可を受けた教材等を第三者に転貸してはならない。 6 教材等の使用者は、教材等を損傷し、又は滅失したときは、視聴覚ライブラリー館長の指示に従いこれを原状に復し、又はその損害を賠償しなければならない。 7 教材等の使用者は、教材等を返還しようとするときは、所定の大津市視聴覚ライブラリー使用報告書を視聴覚ライブラリー館長に提出しなければならない。		

※ 審査基準の内容すべてを記載することができないときは、当該審査基準が記載された図書等の縦覧をもって代えることができる。